

第95号議案

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 広告物等の制限（第2条 - 第12条）

第3章 監督（第13条 - 第17条）

第4章 屋外広告業（第18条 - 第21条の4）

第5章 雑則（第22条 - 第24条）

第6章 罰則（第25条 - 第30条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 広告物等の制限

第12条の次に次の章名を付する。

第3章 監督

第15条を次のように改める。

（立入検査）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと

解釈してはならない。

第17条の次に次の章名を付する。

第4章 屋外広告業

第21条の4第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第29条を第30条とする。

第28条中「第24条」を「第25条」に改め、同条を第29条とする。

第27条第1号中「第21条の4第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2号中「第21条の4第2項」を「第21条の4第1項」に改め、同条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条を第24条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 罰則

第22条の次に次の1条を加える。

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、松江市が処理することとする。

2 松江市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第22号左欄中(25)を削り、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)の次に次の

ように加える。

(23) 条例第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入
検査

第2条の表第22号右欄中「各市町村」の次に「（松江市を除く。）」を加
え、同号の次に次の1号を加える。

<p>22の2 屋外広告物法（以下この号において「法」という。）及び島根県屋外広告物条例（以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第7条第4項の規定による除却(2) 法第8条第1項の規定による保管(3) 法第8条第2項の規定による公示(4) 法第8条第3項の規定による評価、売却及びその売却した代金の保管(5) 法第8条第4項の規定による廃棄(6) 法第8条第5項の規定による売却費用への充当(7) 法第8条第6項の規定による費用の負担の決定(8) 条例第21条の規定による指導、助言及び勧告	松江市
--	-----